

令和8年度農山漁村魅力発信事業に係る業務仕様書

1 委託業務の目的

農林水産業や食文化、地域資源を軸とした農山漁村地域の魅力を都市側の県民に広く発信し、「福岡県らしいまちとむら交流」を推進することで、都市と農村の交流を活性化するもの。

2 業務名

農山漁村魅力発信事業に係る運営業務

3 業務内容

(1) 都市部への情報発信

①福岡県グリーンツーリズム協議会の活動や都市農村交流イベント等の情報発信

(2) 「まちむらワークショップ」(2回)

各地域の都市農村交流関係者の相互の連携を深め、地域活性化を図るためのワークショップを実施

①県が指定する団体との連絡調整、経費の支払い及び報告書の提出 ※1回上限5万円を想定。

(3) 「まちむらアドバイザー派遣事業」(10回)

都市農村交流団体が抱える課題の解決や今後の展開方向の構築、福岡県内のグリーンツーリズムを担っていく人材育成等の支援をするためアドバイザーを派遣

①県が指定するアドバイザーとの連絡調整、経費の支払い及び報告書の提出

※1回上限2万円及び旅費実費を想定

(4) 「グリーン・ツーリズム研修会」(1回)

都市農村交流実践者・関係者を対象とした研修や交流を実施

①研修会開催に係る業務

- ・会場使用に関する業務(会場借り上げ、会場管理者との連絡調整)
- ・研修会内容の考案、研修講師や発表者等への講演依頼、連絡調整、研修講師などへの報償費支払
- ・販売やPRブースの設置
- ・研修会やグリーンツーリズム活動内容等のチラシ作成 A4両面カラー印刷 100部
- ・参加者の申込受付、問い合わせ対応
- ・参加者取りまとめおよび県担当者への報告(研修開催前)

②当日運営に係る業務

- ・当日の会場設営・撤去、受付業務、進行等
- ・会場費、消耗品費、食材費及び出演者等に係る経費の支払い
- ・アンケートの作成及び結果のとりまとめ

[開催イメージ]

- ・実施時期：令和9年2月（予定）
- ・実施場所：豊前市または糸島市（想定）
- ・実施規模：90名を予定

※場所・内容については、県との打ち合わせにより決定。当事業の負担額は707千円を想定。

(5) まちむらマルシェ（まちとむら交流会）に係る経費（1回）

農山漁村の豊かな食や伝統文化の魅力を都市部住民に伝えるマルシェ等の交流イベントを実施

①交流会開催に係る業務

- ・会場使用に関する業務（会場借り上げ、会場管理者との連絡調整）
- ・ステージイベントやワークショップなどまちむらマルシェ内容の考案および出場者、出店者との調整、報酬費等の支払等
- ・SNS活用やチラシポスティングなどの交流会広報活動（例：主要駅への設置、ポスターの掲載など）
- ・会場レイアウト、運営マニュアルの作成
- ・営業届、臨時営業許可にかかる各出展団体への連絡およびとりまとめ（とりまとめ方は別途指示、営業届についてはとりまとめ後県へ提出）
- ・露店等の開設届出書にかかる書類作成および消防局への提出
- ・PR資材の作成（各部数予定枚数）
 - (ア) ポスター B2片面カラー印刷 30部
 - (イ) チラシ A4両面カラー印刷 300部
 - (ウ) パンフレット（会場マップ） A4カラー印刷 500部
 - (エ) 会場案内（立て看板） 四六判（模造紙）程度の大きさのもの カラー 3つ
- ・出店者の申込受付、問い合わせ対応
- ・マルシェ関係者事前打ち合わせの調整

②当日運営に係る業務

- ・当日の会場設営・撤去
- ・必要資材の手配・搬入・搬出
- ・会場費、資材費、消耗品費等に係る経費の支払い

[開催イメージ]

- ・実施時期：令和8年11月21日（土）（日程及び会場確保済）
- ・実施場所：ガーデンズ千早（福岡市東区千早）
- ・実施規模：出店ブース15団体前後（昨年度実績：出店19団体、ワークショップ7件、ステージイベント7件）

※場所・内容については、県との打ち合わせにより決定。当事業の負担額は827千円を想定。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 秘密の保持

受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属する。
- (2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこと。

7 業務報告

委託業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

8 その他

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更する場合には、発注者と事前に協議すること。
- (2) 業務の各過程において、発注者と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (4) 参加費を徴収した場合は、全額委託費に充当すること。
- (5) 受注者の作成した成果物の著作権は委託者に帰属すること。
- (6) 受注業務遂行に係る交通費、その他必要となる資材費、事務経費は契約金額に含むものとする。

9 業務報告

業務完了後、速やかに実績報告書を冊子および電子データで提出すること。